

犬山市家具等転倒防止器具取付申請書

年 月 日

犬山市長 様

(申請者)

〒484-

住 所

氏 名

電話番号

次のとおり、家具等の転倒防止器具の取付けを申請します。

フリガナ 対象者氏名	※ 対象要件が、「65歳以上の高齢者のみの世帯」に該当する方は、世帯全員の氏名をお書き下さい。	生年月日
		月 年 日
		月 年 日
		月 年 日
対象要件	<input type="checkbox"/> 65歳以上の高齢者のみの世帯 <input type="checkbox"/> 介護保険法の要介護、又は要支援の認定者がいる世帯（※証明書の写し添付） <input type="checkbox"/> 障害者のいる世帯（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持している者がいる世帯）（※手帳の写し添付） <input type="checkbox"/> その他上記に準ずる世帯（難病患者がいる世帯等）	
建物の構造	<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 鉄骨 <input type="checkbox"/> 鉄筋	
家屋の権利関係	<input type="checkbox"/> 持家 <input type="checkbox"/> 借家 <input type="checkbox"/> 県営住宅 <input type="checkbox"/> 市営住宅	
【 借家の場合のみ 】 家具等転倒防止器具の取付けに係る承諾 ※県営住宅入居者は、家屋所有者の承諾は必要ありませんが、退去時に修繕が必要な場合があります。	家具等転倒防止器具の取付けについて承諾します。 年 月 日 (家屋の所有者又は管理者) 住 所 _____ 氏 名 _____ 電話番号 _____	

申請に当たっての条件

この申請に当たり、下記条件に同意します。

- 1 市が用意した固定器具等を使用すること。
 - 2 固定器具等の取付後、固定器具等の取り外しをするときは、申請者の責任で行うこと。
 - 3 借家の場合は、事業の実施について当該借家の所有者又は管理者の承諾を得ること。
 - 4 借家の場合は、この申請によって生じた傷などに関する退去時の修繕について、当該住宅の定めている約款等の基準に対応すること。
 - 5 家具及び家屋に生じた傷について、市及び業者に対して損害賠償を請求しないこと。
 - 6 固定器具等の取付後、家具等の転倒により事故が発生した場合、市及び業者に対して損害賠償を請求しないこと。
 - 7 対象要件を確認するために、市長が市に備え付けられている台帳等を閲覧すること。
-

※以下は記入しないでください。

1 受付場所

防災交通課

城東出張所

羽黒出張所

楽田出張所

池野出張所

犬山市家具等転倒防止器具取付申請書

令和〇年〇月〇日

犬山市長 様

(申請者)

〒484-〇〇〇〇

住所 犬山市大字犬山字〇〇〇

氏名 犬山 太郎

電話番号 0568-〇〇-〇〇〇〇

次のとおり、家具等の転倒防止器具の取付けを申請します。

フリガナ 対象者氏名	※ 対象要件が、「65歳以上の高齢者のみの世帯」に該当する方は、世帯全員の氏名をお書き下さい。	生年月日
	イヌヤマ タロウ 犬山 太郎	昭和〇〇年 〇月〇日
	イヌヤマ ハナコ 犬山 花子	昭和〇〇年 〇月〇日
	対象要件が65歳以上の高齢者のみの世帯以外を選んだ方は、証明書や手帳の写しが必要です。	年 日
対象要件	<input checked="" type="checkbox"/> 65歳以上の高齢者のみの世帯 <input type="checkbox"/> 介護保険法の要介護、又は要支援の認定者がいる世帯（※証明書の写し添付） <input type="checkbox"/> 障害者のいる世帯（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持している者がいる世帯）（※手帳の写し添付） <input type="checkbox"/> その他上記に準ずる世帯（難病患者がいる世帯等）	
建物の構造	<input checked="" type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 鉄骨 <input type="checkbox"/> 鉄筋	
家屋の権利関係	<input type="checkbox"/> 持家 <input checked="" type="checkbox"/> 借家 <input type="checkbox"/> 県営住宅 <input type="checkbox"/> 市営住宅	
【 借家の場合のみ 】 家具等転倒防止器具の取付けに係る承諾	家具等転倒防止器具の取付けについて承諾します。 令和〇年〇月〇日 (家屋の所有者又は管理者)	
※県営住宅入居者は、家屋所有者の承諾は必要ありませんが、退去時に修繕が必要な場合があります。	家屋の権利関係で「借家」を選ばれた方のみ、家屋の所有者又は管理者に記入してもらう必要があります。 住所 犬山市大字犬山字〇〇〇 氏名 〇〇不動産 店長〇〇 〇〇 電話番号 0568-〇〇-〇〇〇〇	

申請に当たっての条件

この申請に当たり、下記条件に同意します。

- 1 市が用意した固定器具等を使用すること。
 - 2 固定器具等の取付後、固定器具等の取り外しをするときは、申請者の責任で行うこと。
 - 3 借家の場合は、事業の実施について当該借家の所有者又は管理者の承諾を得ること。
 - 4 借家の場合は、この申請によって生じた傷などに関する退去時の修繕について、当該住宅の定めている約款等の基準に対応すること。
 - 5 家具及び家屋に生じた傷について、市及び業者に対して損害賠償を請求しないこと。
 - 6 固定器具等の取付後、家具等の転倒により事故が発生した場合、市及び業者に対して損害賠償を請求しないこと。
 - 7 対象要件を確認するために、市長が市に備え付けられている台帳等を閲覧すること。
-

※以下は記入しないでください。

1 受付場所

防災交通課

城東出張所

羽黒出張所

楽田出張所

池野出張所